

令和2年度

令和2年12月1日 第7号



梧中だより

作成者：荒川区立第五中学校長 岡本 芳明

荒川区立第五中学校「防災計画」の改訂について

平成23年3月11日に発生したマグネチュード9.0の東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大地震・津波によって広い地域で甚大な被害が発生し、多くの尊い命が失われた。荒川区においても児童生徒の引き渡しや校外活動時の対応、避難所運営体制の在り方など、多くの教訓を得る結果となった。

荒川区教委は、このような状況を踏まえ、当時新たに策定された「荒川区地域防災計画」に基づき、区内小中学校等の災害対応について荒川区教育委員会事務局で検討し、平成27年2月にマニュアルの作成・見直しのための指針を策定した。

平成27年のマニュアル指針策定後、全国において震度5強を超えるような大規模地震は引き続き発生しており、近年では大規模水害といった新たな災害リスクも認知されてきた。そうした中で「荒川区地域防災計画」が平成30年に修正されたことを踏まえ、荒川区教育委員会として本マニュアル指針をより充実させるための改訂を行ったものである。

〈マニュアル指針改訂の要旨〉

- ・新たに改訂された「荒川区地域防災計画」にも沿った内容としている。
- ・南海トラフと地震への備えについて新たに記載し、東海地震に関する記載を削除した。
- ・防災対策を「事前の準備」、「発生時の対応」、「教育活動の再開」と章立てて整理し、前指針において記載のなかった復旧後の活動を中心に内容を充実させた。
- ・荒川氾濫による大規模水害や台風、土砂災害への対応策として、新たに「風水害編」を作成した。



H30 荒川区総合水防訓練

※「荒川区立学校防災マニュアル策定指針」（令和2年8月改訂）より抜粋

以上のような荒川区教育委員会の改訂の主旨をふまえ、本校においても「防災計画」の改訂を行い、以下の4点を追記いたしました。

- ・南海トラフと地震への対応
- ・風水害に関する対応
- ・避難所運営における「感染防止対策の方策」
- ・教育活動の再開に向けて

改訂した項目については掲載いたしますのでご確認をお願いいたします。災害発生時にはこの「防災計画」に従い生徒の安全確保に努めてまいります。保護者の方々にもご理解・ご協力をお願いいたします。



R1 木村病院での災害時非常訓練

○南海トラフト地震への対応

1 「南海トラフト地震に関連する情報」について

情報名	情報発表条件
南海トラフト地震に関する情報（臨時）	【条件①】南海トラフト沿いで異常な現象（※1）が観測され。その現象が南海トラフト沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	【条件②】観測された現象を調査した結果、南海トラフト沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べ相対的に高まったと評価された場合
	【条件③】南海トラフト沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフト地震に関する情報（定例）	「南海トラフト沿いの地震に関する評価検討会」の定例会において評価した調査結果を発表する場合

※1 南海トラフト沿いでマグネチュード7以上の地震が発生した場合や、東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合を想定

(1) 「南海トラフト地震に関連する情報」（臨時）が発表された場合

情報発表条件	対応
【条件①】（調査を開始）場合	○通常通り ○情報の収集 ○一次避難所開設に向けて施設の点検等の準備 ○夜間・休日等の場合、教職員の参集は無し
【条件②】（地震発生の可能性が相対的に高まった）の場合	○原則、通常通り。ただし、情報共有や状況確認を行う可能性があるため、連絡体制を確保 ○荒川区教育委員会から「全校一斉臨時休業」の指示があった場合は「(3) 荒川区教育委員会から『全校一斉臨時休業』の指示があった場合」の対応をとる。 ※「一斉休業」の指示が無い場合でも、情報の切迫度、地域等の危険度により、各小学校・中学校ブロック等で下校の見合わせ等の判断を行う。
【条件③】（地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなった）の場合	○【条件②】の警戒体制を解除する。

(2) 荒川区教育委員会から「全校一斉臨時休業」の指示があった場合

- ① 生徒が在学中の場合
教育委員会が判断した情報の切迫度、地域等の危険度により、「地区別集団下校（教員の引率による）」もしくは「保護者引き渡し」のいずれかで対応する。その際、情報配信メール・HPで保護者に連絡する。
- ② 生徒が在籍していない場合（放課後・夜間・休日等）
情報配信メール・HPにて「翌日の臨時休業」の連絡をする。
- ③ 校外学習時の場合
 - ・荒川区の「南海トラフト地震に関する情報」（臨時）に対する対応方針を踏まえるとともに、その場の安全性について情報を収集したうえで、その場にとどまるか避難行動をするかを判断する。
 - ・荒川区教育委員会が全校一斉臨時休業の指示があるほど警戒レベルが高い場合で、宿泊を伴わず、都内や隣接県に校外学習で出かけている場合は、原則として活動を中止し帰校の措置をとり、帰校後、他の生徒と同様の対応をとる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校することが危険もしくは困難と判断される場合、また、師匠中に



R 1 町会合同防災訓練

災害に巻き込まれる可能性が高い場合は、その地域を所轄する現地の関係機関と連絡をとり安全な場所へ避難する。随時学校に状況を報告し、報告を受けた学校は情報配信メール・HPで保護者に連絡する。

- ・上記の場合の宿泊を伴う校外学習の場合は、現地の関係機関（修学旅行の場合は旅行者も含む）と連絡をとり指示に従う。

○風水害対策

風水害は、気象庁からの注意報等により事前に一定程度予測が可能のため、早めの臨時休業措置や保護者引き取り等により、発災時には学校に誰も残らない状況をつくることで、生徒や教職員の身の安全を守ることを基本的な方針とする。

大型台風の接近に伴い、荒川区内で大雨や暴風が発生すると、生徒の登下校が危険につながる恐れがある。気象庁からは「大雨警報・暴風雨警報」等の発表が考えられる。教育センターが発出する「気象警報が発令された時の対応について（別表1）」に従い、荒天が予想される場合には事前に休校等の措置をとる。

また、荒川上流域（埼玉県等）での継続的な大雨等により堤防が決壊し、荒川が氾濫した場合は、区内の多くの地域が浸水すると想定されている。このような外水氾濫では、2週間以上浸水が継続する想定であり、災害接近前に保護者への引き渡しを行う必要がある。



R 1 永久水利消防訓練

1 気象警報が発令された時の対応

- ・午前6時の時点で気象庁から発令されている気象警報に基づいて対応を判断
- ※気象庁ホームページで荒川区（23区東部）の気象警報の発令状況で判断

	午前6時の荒川区の警報等の状況		授業形態	対応	給食
1	特別警報	大雨（土砂災害、新水害） 暴風、暴風雪、大雪	臨時休業	情報に注意し、各家庭において身の安全の確保を行う。	なし
2	洪水警報	洪水警報	臨時休業	事前に避難方法を各家庭で決め、状況に応じた行動をとる。	なし
3	暴風警報 暴風雪	暴風警報、暴風雪警報	午前休業	午後の授業実施については、午前11時の気象情報により授業の実施を判断する。	なし



	午前11時の警報の状況	授業形態
1	暴風警報、暴風雪警報が継続	臨時休業
2	暴風警報、暴風雪警報の解除	5校時より授業

2 風水害における防火体制

(1) 生徒在校時

規準となる発令 (学校所在地において)	管理職	教職員		生徒
		教育職員	事務職員等	
警戒レベル3以下 ○大雨・洪水・高潮注意報 ○大雨・洪水警報 ○高潮警報 等 ※「避難準備・高齢者等避難開始」を除く	・気象情報、河川水情報の収集 ・状況により、上層階への避難等の判断をする。 ・休校等の措置を検討する。	・通常通り授業を継続する。	・施設の点検	・通常通り授業を継続する。

※警戒レベル3のうち「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合、または警戒レベル4相当の発令がされた場合は、荒川の氾濫による浸水や土砂災害に備え、それぞれ次の体制へ移行する。				
<p>○避難準備・高齢者等避難開始 (警戒レベル3相当)</p> <p>引き渡し開始</p> <p>※既に休校等により在校生徒がいない場合は不要 ※引き渡しが危険な場合は学校で保護する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校災害対策本部の設置 ・全ての授業又は学校行事を打ち切る。 ・気象情報、河川水情報の収集 ・関係機関への状況報告 ・生徒の引き渡し状況の把握 ・生徒全員が下校後、教職員も全員避難 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の状況確認 ・生徒の保護 ・保護者への連絡引き渡し ・生徒全員が下校後、教職員も全員避難 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集（避難経路や地域の被害状況等の確認） ・必要に応じて教職員の業務を支援 ・非常物資や使用する資機材の確認及び手配 ・生徒全員が下校後、教職員も全員避難 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者引き取りより下校し、各家庭での区の防災計画に則り避難する。 ・引き取り完了または避難勧告等が確認できるまで、原則として学校で保護する。
<p>警戒レベル4</p> <p>○避難勧告。避難指示</p> <p>○土砂災害警報情報</p> <p>○高潮警報 等</p> <p>警戒レベル5</p> <p>○災害発生情報</p> <p>○大雨特別警報 等</p> <p>⇒上階へ避難 (垂直避難)</p>	<p>(万が一在留生徒がいる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況により上層階への避難を指示する。 <p>(自身も避難する)</p>	<p>(万が一在留生徒がいる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き渡しが間に合わない生徒を連れて上層階へ避難を開始する。 ・保護者へ避難開始の連絡をする。 	<p>(万が一在留生徒がいる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒と共に避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員とともに避難する。

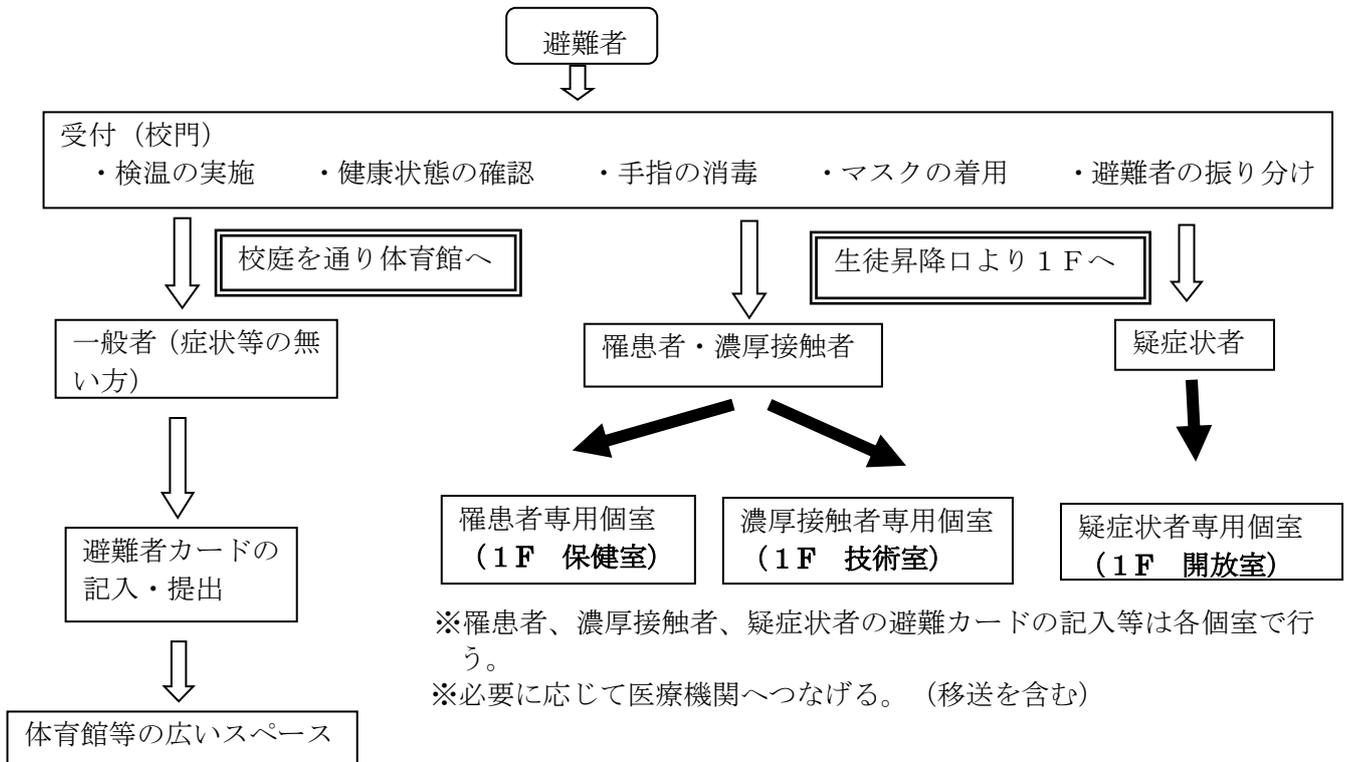
(2) 夜間・休日等 ※部活動等により在校生徒がいた場合の避難方法。

規準となる発令 (学校所在地において)	管理職	在校している教職員	生徒の動き
		教育職員・事務職員等	
<p>○避難準備・高齢者等避難開始 (警戒レベル3相当)</p> <p>引き渡し開始</p> <p>※引き渡しが危険な場合は学校で保護する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に教職員がいる場合は生徒の安全確認を依頼する。 ・学校に生徒がいる場合、必要に応じて学校へ参集する。 ・生徒全員が下校後、教職員も全員避難 	<ul style="list-style-type: none"> ・在校職員は生徒の安全を確認し、状況を管理職へ報告する。 ・保護者への連絡引き渡し ・非常物資や使用する資機材の確認及び手配。 ・生徒全員が下校後、教職員も全員避難 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者引き取りより下校し、各家庭での区の防災計画に則り避難する。 ・引き取り完了または避難勧告等が確認できるまで、原則として学校で保護する。
<p>警戒レベル4</p> <p>○避難勧告。避難指示</p> <p>○土砂災害警報情報</p> <p>○高潮警報 等</p> <p>警戒レベル5</p> <p>○災害発生情報</p> <p>○大雨特別警報 等</p> <p>⇒上階へ避難 (垂直避難)</p>	<p>(万が一在留生徒がいる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の状況確認 ・状況により上層階への避難を指示する。 	<p>(万が一在留生徒がいる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き渡しが間に合わない生徒を連れて上層階へ避難を開始する。 ・保護者へ避難開始の連絡をする。 	<p>(万が一在留生徒がいる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員とともに避難する。

○避難所内における感染防止対策

以下の対応を行う。なお、実際の施設の利用計画等については、避難所運営委員会が主体となり、学校とも協議しながら決定していく。

避難者の受付から避難場所への移動



(1) 受付での対応

- ①避難者同士の距離（1m～2m程度）を確保しながら、検温、健康状態の確認、予防対策（手指消毒・マスクの着用）等を行う。
- ②罹患者や濃厚接触者、体調不良等の申し出がある疑症状者と、それら申し出がない一般者を、それぞれが接触しないよう動線で各避難スペースへ誘導する。
- ③一般者は、避難者同士の距離を保つよう呼びかけながら避難者カードの記入等を行う。

(2) 罹患者への対応

- ①罹患者、濃厚接触者、疑症状者は、一般者と異なる個室に避難スペースを確保することを基本とし適切な感染症対策を講じたうえで定期的な経過観察を行う。

※罹患者、濃厚接触者、疑症状者は生徒昇降口から校舎内へ誘導	
罹患者	→ 1F 保健室
濃厚接触者	→ 1F 技術科室
疑症状者	→ 1F 開放室
※一般者は校庭を通り体育館、小体育館（高齢者等）へ誘導	

- ②必要に応じて、健康部、東京都及び医療機関とも連携し移送など医療に繋げる。
- ③食糧配給においても接触をさける。個室に複数の罹患者が同室となる場合はパーティションを用いる等、適宜工夫する。

(3) 一般者への対応

- ①一般者が避難する体育館等では間隔確保のため、段階的にスペースの整備を行う。
（避難者殺到の恐れがある発災初期）
間隔を空けた整列を促し、避難者の避難スペースを可能な限り確保する。

(帰宅時、避難者の減少が見込まれる発災中期以降)

状況に応じて、間仕切りによる区画整備を行う。

- ②保健所等の巡回や検温実施による健康状態の把握とともに、定期的な換気・消毒・マスクや手洗い等の基本的な感染対策を徹底する。
- ③食糧配給においても、グループを分けて時間差をつくる、可能な限り会話を控える等の工夫をする。

(4) その他

- ・共用スペースでも対策を徹底する。トイレは罹患者、濃厚接触者、疑症状者は1Fのトイレのみを使用。(一般者は体育館1Fを使用)
- ・避難所閉鎖後は、避難所運営委員会は学校や保健部と連携し、使用箇所を消毒したうえで現状復帰する。



R 1 第七狭田小学校で行われた町会合同避難所開設訓練(照明、パーティションの設営)

○教育活動の再開

1 学校の教育活動再開に向けた具体的な対応

災害発生直後は各班での活動が中心となるが、被害の規模、程度等により状況は異なるものの災害発生後3日程度経過した時点からは、学校教育再開に向けた準備活動を開始する必要がある。

学校教育再開に向けた準備活動は、住民対応・避難所支援活動に支障のない範囲内で、全教職員によって行う。

(1) 被害実態調査(安否確認・被害実態調査)とその対応

発災当初から行っている生徒や施設への安全確認等については、教育活動の再開に向けて働くこの段階においても引き続き行っていく。

①生徒の安否確認

- ・各学年担当の教員が手分けして生徒及びその家族の安否確認、住居の被害状況確認を行う。学年主任はその状況をとりまとめ所在・避難先を確認し一覧表にまとめる。
- ・安否確認に当たっては、避難所運営委員会の協力も得る。自主登校する生徒に他の生徒の情報を聞く、町内会の協力を得て「安否確認のための登校日」を周知する等、工夫して実施。

②教職員の安否確認・被害調査

- ・管理職が教職員及びその家族の安否確認、住居の被害状況の確認を行う。校長は所在地・避難先を確認し、一覧表にする。

③校舎・校庭の被害状況の確認

- ・管理職は事務主事・用務主事の協力を得て学校施設、校庭、ライフラインの被害状況を確認する。できるだけ写真撮影しておく。また、できるだけ現状を図面に記録しておく。
- ・被害状況の調査については、避難所運営委員会と連携を図り実施し、その結果を共有する。
- ・一度全点検を実施した場合でも、その後の時間経過とともに被害が拡大する場合や余震の影響もありうるので注意する。
- ・調査に当たっては少しでも危険を感じた場合には中止し、立入禁止区域の表示を行う。

④通学路などの被害状況の確認

- ・全教員で分担し学校周辺や通学路等における周辺家屋の倒壊状況やがけ崩れ、地割れ、液状化現象、火災の発生、ガス漏れ、有毒ガスの発生など、地域の被害・危険状況、人的被害状況等を確認

認し表示する。

⑤教育員会事務局への報告

・校長は様式7（区策定指針）「学校通信兼災対本部報告書」や、様式8（区策定指針）「学校活動再開見通し報告書」を活用する。報告の時期については教育委員会事務局からMCA無線の一斉放送等により指示が出る場合もある。

(2) 仮登校、一斉家庭訪問の実施（学校周辺の安全が確認されてから実施）

①一斉家庭訪問の実施

生徒の置かれている状況をより具体的かつ詳細に把握するため、当該学年教員は必要に応じて、家庭訪問、避難先への訪問、またオンラインでの安否確認等を行う。

- ・生徒や保護者と教職員が直接会って話し合うことによって、子どものけがの有無、心理的な影響、家族や家屋の被害の状況、教科書など学用品の状況など、教育を再開するに当たって配慮すべき事項等についてできる限り把握に努める。
- ・学校施設の安全性など学校の様子を伝えるとともに、学校の教育活動再開の見通し、仮登校日の設定に関する情報提供、学校と保護者との連絡方法・連絡先等についても確認する。

②仮登校の実施

把握した生徒の状況や学校施設の安全を確認した結果、仮登校を行うこととした場合の留意点は以下のとおりとする。

- ・仮登校日の設定については、学校再開の見通しについて地域住民、避難住民に十分に情報を周知し、住民の理解を基礎として準備を進める。
- ・その時点で可能な方法（電話、携帯電話、Eメール、家庭訪問、学校HPへの記載等）により、保護者に仮登校日の設定を知らせる。
- ・仮登校日では、教職員は生徒、家庭の全体的な状況を把握するとともに、学校再開に向けての今後のスケジュールなど分かりやすく説明する。
- ・仮登校をすることにより、生徒の心の傷を癒すきっかけとする。

3 学校再開のための環境整備

(1) 応急教育を行う場所の確保

校長は施設の被害の程度に応じて、①単独再開、②臨時校区による再開、③周辺校で分散しての再開などの形態や、また、学級の再編、二部授業、隣接校との連携分散授業、校区内施設や他の施設利用を行うかなど、必要により教育委員会事務局とも連携して授業を再開する。

(2) 学用品の給与

学用品の給与は、生徒の学習に支障を生じないように対応する。

- ①必要な教材・学用品については、基本的に通常、学校に備わっている教材等の有効利用により対応する。
- ②教育委員会事務局は、災害救助法に定めるところにより、学用品の給与を行う。教科書の補給については、災害救助法の適用が行われた場合、義務教育諸学校の生徒に関しては、都から無償で給与される。
- ③給与までの流れ（想定）
不足品のリストアップ及び必要品目・数量の報告
→補給必要品・数量の集約、調達計画の策定及び救援依頼→配布指示、各学校への補給

4 飲用水道水の安全確認・給食室の安全点検

(1) 飲用水道水の安全確認手順

- ① 長期休業中と同様に、学校内の全ての蛇口から流水し、その後教職員が点検を行う。
- ② 点検の結果、異常がある場合には学校薬剤師に連絡の上、荒川区薬剤師会事務局（学務課第二係）、又は水道（配）管の破裂・ずれ、水漏れ等の修理を行った場合には、学校薬剤師に連絡した後、荒川区薬剤師会事務局（学務課第二係）へ連絡し、支持を受ける。

(2) 給食室の安全点検

教育活動が実施される等の状況を勘案し、給食実施を準備し、原則として給食再開可能となり次第給食を実施する。

- ① 給食再開に備え、給食調理場等の清掃及び消毒等の安全・衛生点検を行う。また、学校医、学校薬剤師、教育委員会事務局と連携し給食調理場等の衛生点検、給食従事職員の健康診断を行い、衛生管理に万全を期す。
- ② 再開実施に当たっては、給食従事職員及び給食物資の納入業者の赤痢その他感染症の発生状況を調査し、防疫対策に万全を期す。

5 転出に伴う就学事務等

緊急避難の為、住民登録していない生徒についてはその居住地（ホテル等宿泊施設の仮住まいも含む）の区役所で住民登録未済者就学児の手続きにより入学通知書を交付する。学校は転入学者として受け入れる。

前籍校の在学証明書、教科書給付証明書を持参していなくても受け入れ、必要な教科書等を給与する。

全籍校への転入学通知書の送付については前籍校への連絡後送付する。

6 応急教育計画の作成と学習支援及びメンタルヘルスケア

- (1) 学校は授業再開に向けた具体的な応急計画を作成する。正規の授業再開に向け教育委員会事務局と協議し必要な支援を受ける。
- (2) 生徒は震災等の災害によって大きなストレスを受けていることを踏まえ適切な生活支援、学習支援、メンタルヘルスケアにあたる。その際、生徒のケアにあたる教職員及び保護者のメンタルヘルスケアにも十分な対応が必要となる。

○12月行事予定

2日（水）荒教研	16日（水）区教育委員会訪問 校内研修会
7日（月）全校朝礼 三者面談始（全）	17日（水）中央議会
9日（火）三味線教室（3）	21日（月）生徒会朝礼
11日（金）三者面談終（全） 三味線教室（3）	24日（木）大掃除 学年集会
12日（土）土曜授業（50分×3） 薬物乱用防止教室	25日（金）第二学期終業式 漢字コンテスト
14日（月）区学力向上調査 英語（1） 意識調査（全）	28日（月）冬季休業日始
15日（火）各種委員会 45分時程	1月8日（金）第三学期始業式

○令和2年度 薬物乱用防止標語入選

毎年行っている薬物乱用防止ポスター・標語コンクールで2名の生徒が佳作を受賞しました。おめでとうございます。

「一瞬の幸せか 一生の後悔か」 3年 宮崎 真緒

「薬物で 自分で潰す 自分の未来」 2年 寶島 真矢